

# 「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」 に基づく救急搬送の実施状況

令和6年4月

鳥取県救急搬送高度化推進協議会

＜「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」の主な内容＞

- ① 傷病者の症状等に基づく分類基準  
緊急性、専門性、特殊性等の観点から、14区分（19細分類）の基準を定めました。
- ② 分類基準に応じた医療機関のリスト  
上記分類から⑭その他を除いた26症例に対応できる医療機関リストを作成しました。
- ③ 傷病者の観察基準  
救急隊が傷病者の状況を観察するための基準を策定しました。
- ④ 受入医療機関確保等基準  
傷病者の受入れを行う医療機関の確保に基本的なルールを定めました。

## 「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」による救急搬送データについて

### 【表1】について

#### 1 基本事項

- (1) 表中のデータは、程度に関係なく全ての救急搬送症例を対象としています。
- (2) 表中のデータは、医療機関搬送前に、救急隊員が実施基準に従い判断した内容であり、実際の搬送医療機関の医師が判断した内容に基づくものではありません。  
(例) 救急隊員は「重篤」と判断し、病院に搬送したが医師の判断は中等症であった  
→「重篤」に入力  
(例) 救急隊員は「虚血性心疾患」と判断し、病院に搬送したが頭部CT検査の結果は脳出血であった症例→「虚血性心疾患」に入力
- (3) 転院搬送・往診中の医師・老人保健施設・家族等により搬送先病院がすでに決定していた症例は含んでいません。

#### 2 症例分類区分の定義

- ① 重篤：以下の②～⑩に該当する症例は除き、救急隊員が重篤と判断した症例  
※「重篤」とは、実施基準により意識、呼吸数、脈拍数、収縮期血圧、体温、血中酸素飽和度、ショック徴候等により重篤と判断した症例
- ② 心肺停止状態：小児に含む心肺停止全症例
- ③ 虚血性心疾患：救急隊員が虚血性心疾患と判断した症例
- ④ 【脳血管障害】
  - ④-1 t-P A適応：救急隊員が脳卒中観察基準により適応と判断した症例  
※ t-P A血栓溶解療法
  - ④-2 その他：t-P A適応症例以外の脳血管障害症例
- ⑤ 消化管出血：救急隊員が消化管出血と判断した症例
- ⑥ 急性腹症：⑤を除く腹痛など、腹部の痛みを訴えた症例
- ⑦ 血管疾患：救急隊員が血管疾患と判断した症例  
(例) 動脈硬化症、胸部・腹部大動脈瘤、食道静脈瘤、リンパ節炎など
- ⑧ 【外傷】
  - ⑧-1 頭部・顔面：頭部・顔面の外傷症例 ※小児の頭部外傷は除く
  - ⑧-2 頸部：頸部の外傷症例
  - ⑧-3 体幹：体幹の外傷症例
  - ⑧-4 四肢骨折：四肢の骨折症例
  - ⑧-5 四肢切断：四肢の切断症例
- ⑨ 熱傷：熱傷症例
- ⑩ 【中毒】
  - ⑩-1 医薬品：医薬品による中毒症例

- ⑩-2 一酸化炭素中毒
- ⑩-3 農薬：農薬による中毒症例
- ⑩-4 急性アルコール中毒
- ⑩-5 その他の中毒：⑩-1～4に該当しない中毒症例（例）洗剤による中毒など

⑪【妊産婦】

- ⑪-1 重篤及び合併症の症状  
（例）子宮外妊娠、切迫流産、妊娠中の合併症等、多胎妊娠など
- ⑪-2 リスクの高い産科症状  
（例）胎盤早期剥離、前期破水、前置胎盤、早産、自宅分娩など

⑫【小児】※傷病者年齢15歳未満が対象

- ⑫-1 重篤：⑫-2～4に該当しない症例で、救急隊員が重篤と判断した症例
- ⑫-2 内因性
- ⑫-3 けいれん
- ⑫-4 頭部外傷

⑬ 精神疾患

- ⑭ その他：①～⑬の症例に該当しない症例  
（例）腰痛、発熱、めまい、過換気症候群など

【表2】について

医療機関への照会回数

消防機関が実施する救急搬送における、医療機関に受入れの照会を行った回数ごとの件数などについて、総務省消防庁が平成19年から毎年「救急搬送における医療機関の受入れ状況実態調査」を実施しています。この度、最新の調査結果が公表されましたので、令和4年中の救急搬送における医療機関の受入れの照会を行った回数ごとの件数とその割合について、県内の状況をお知らせします。なお、調査の対象は、「重症以上傷病者搬送」、「産科・周産期傷病者搬送」、「小児傷病者搬送」及び「救命救急センター搬送」の4事案です。

- 1 県内の消防本部が令和4年中に実施した上記4事案に係る8,438人の救急搬送（転院搬送を除く。また、事案による重複あり。）における医療機関への照会状況をみると、各事案とも95%以上が照会3回以内で搬送先医療機関が決定しています。
- 2 医療機関への最多照会回数は12回でした。